

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第21号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年岩手県規則第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>雇用対策法</u>（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第18条第2号に規定する給付金（以下「訓練手当」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）及び職場適応訓練（以下「公共職業訓練等」と総称する。）を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>雇用対策法施行規則</u>（昭和41年労働省令第23号。以下「省令」という。）第1条の4第1項第7号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者</p> <p>(7)～(16) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 <u>両眼の視力</u>（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。）<u>の和が0.08以下のもの</u></p> <p>2～17 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</u>（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第18条第2号に規定する給付金（以下「訓練手当」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）及び職場適応訓練（以下「公共職業訓練等」と総称する。）を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則</u>（昭和41年労働省令第23号。以下「省令」という。）第1条の4第1項第7号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者</p> <p>(7)～(16) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 <u>視力の良い方の眼の視力</u>（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。）<u>が0.07以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</u></p> <p>2～17 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。